









一般財団法人

医療・福祉・環境経営支援機構

「経営者のための情報Note」 Vol. 178

		タイトル、及び配布例				
		病 院	診 療 所	歯 科 医 院	福 祉 施 設	一 般 ・ そ の 他
A	 Philosophy Note	<今月のタイトル> [自己覚知]が使われていない 97%の能力を引き出す				
		○	○	○	○	○
B	 Medical Note	<今月のタイトル> 介護事業所、廃止でも 年収100万円超なら報告を				
			○			
C	 Dental Note	<今月のタイトル> 医薬品の供給不安はいつまで続く？				
				○		
D	 Welfare Note	<今月のタイトル> 医療・介護・保育分野の 平均手数料・離職率を公表				
					○	
E	 Environment Note	<今月のタイトル> 水害復旧も支えたい ～ 能登地震ボランティア ～				
		○	○	○	○	○
F	 Topics Note	<今月のタイトル> 技術職足りず 地域差拡大 ～ 道路施設の老朽化対策 ～				
		○	○	○	○	○

「経営者のための情報Note」は、当財団より毎月提供いたします。



Philosophy Note

〔自己覚知〕が使われていない97%の能力を引き出す

■ 〔自己覚知〕とは

〔自己覚知〕(self-awareness)とは、「自分に気付き、自分を知ること」、換言すれば、「自(己)覚(知)する」ことなのです。つまり、「自覚する」とは、「自己自身の置かれている一定の状況を媒介として、そこにおける自己の位置・能力・価値・義務・使命などを知ること。」を意味しています。

そして、〔自己覚知〕は、我が国では主に社会福祉活動に携わる対人援助職の人々によって積極的に導入された言葉ですが、現在では、日常的に使われている用語になってきています。今後はさらに、この言葉がさまざまな活動や学問の場、経営にも有用なものとして使われる価値のある奥深い意味を含んだものになると考えられます。

また、「気付き」は、常に現在に起るもので、行動への可能性を開くものとなります。決まり切った事や習慣などは、学習された機能であり、それらを変えるには常に新しい「気付き」を与えられることが必要となるのです。

その為には、自分が置かれている状態に「気付く」ことが前提となり、この「気付き」、つまり、『自覚』の度合いが高ければ高い程、物事に取り組む『行動』が具現化されることになるのです。

— 〈参考〉「火事場の馬鹿力」—

■ 今、何故〔自己覚知〕なのか

ニューパラダイムでは、《意識》が最重要の経営資源として、これまでの経営資源の人・物・金・情報などをコントロールしています。具体的には、《意識》を集約し、進化させることにより、オールドからニューにパラダイムシフトすることが出来ると説いているのです。

特に、これまでの経営の中心的価値がオールドでは収益性、合理性優先であったものが、ニューでは理念、使命感優先に移行してきています。それは同時に、要求水準の高い顧客を生むことになり、顧客が必要としているものをプロとして提供出来るかどうか問われています。従って、これからは単なる万屋ではなく、プロフェッショナルの万屋にならなければ存在価値を失うことになるのです。

■ 如何にして〔自己覚知〕を図るか

1. 『志』を高める

「少年よ大志をいだけ」で著名なアメリカの教育家の W.S.クラーク博士は、北海道開拓使として招聘され、1876年（明治9年）来日、札幌農学校でキリスト教信仰に基づく僅か1年の訓育で、内村鑑三、新渡戸稲造らに深い感化を及しました。

『大志』とは、大きな『志』を立てることで、その重要性は「自分のため」、「世のため、人のため」どちらの『志』を持っても当初は、大きな差は出ませんが、しかし、その『志』である《意識》（＝考え方）の大きい、小さいは、その人の行動にそれ相応の変化を起し、時の経過に伴い雲泥の質の差を生み出すこととなります。さらに、大きな『志』は、人格を磨き高めることになり、結果として使われていない97%の能力を引き出すことになるのです。

2. 描象度の高い思考をし、理念を高める

「理念を高め続ける」ことが経営を行う上で大変重要なファクターとなります。それは、「プロパングス販売会社」から「エネルギー供給会社」へ、「税務・会計事務所」から「ワンストップマネジメント・サポーティング会社」へ変革することを意味し、理念を高める（描象度の高い思考をする）ことによって全従業員の使われていない97%の能力が引き出されることになるのです。



Medical Note

介護事業所、廃止でも年収100万超なら報告を 《厚生労働省》

厚生労働省は10月31日、老健局認知症施策・地域介護推進課から各都道府県介護保険主管部（局）等に向け、「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A（vol.2）の発出」について、事務連絡した。これは2025年1月以降に原則全ての介護サービス事業者が経営情報の報告を行う介護事業者の経営情報公表制度の創設に向け、Q&Aをまとめたもの。7項目にわたり、その解釈を示した。

その中で厚労省は、「廃止」となった事業所の経営情報について、当該事業所の廃止を行った事業者からの報告が必要とした。例えば、会計年度が4月～3月の事業所における令和5年度（令和5年4月から令和6年3月までの期間）の報告について、令和5年4月1日から令和6年3月31日迄の間に介護サービス事業所を廃止した場合であっても、サービスの対価が当該会計年度に100万円を超えたのであれば、報告対象となる。ただし、事業者自身が廃業、閉鎖及び解散等をしている場合においては、この限りではないとした。

また、報告を行う単位について、介護サービス事業所において、介護サービスと介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）の両方を提供している場合の報告の仕方について、総合事業については報告の対象となる介護サービスとはしていないところであるが、総合事業に係る収益や費用について、他の介護サービスと会計上区分されていない場合には、総合事業に係る部分について除外せずに報告しても差し支えないと説明した。ただし、この場合は、総合事業サービスのデータが含まれていることについて、別途システム上で入力する必要があるという。

介護事業所の経営情報、任意項目も可能な限り報告を 《厚生労働省》

厚生労働省は10月9日、老健局認知症施策・地域介護推進課から各都道府県介護保険担当課（室）等に向け、「介護サービス事業者経営情報の報告における会計ソフトウェアベンダ等向けQ&A」について、事務連絡した。これは2025年1月以降に原則全ての介護サービス事業者が経営情報の報告を行う際に利用する「介護事業財務情報データベースシステム」と事業者が使用する会計ソフトウェア等との連携のための改修等を担うベンダ等に向けたQ&A。その中で厚労省は、「勘定科目コード」の必須・任意の項目について取り上げ、必須項目は必ず報告、任意項目についても、「勘定科目コード」は分析用の基礎データとなることから、データ収集・分析の制度向上のため、可能な限りの報告を求めた。任意項目には、職種ごとの給与や賞与等が含まれる。

厚労省は、介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備を行い、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングを行った分析結果を公表する予定である。



医薬品の供給不安はいつまで続く？

■ コロナ禍が収束後も供給が戻らない

コロナ禍後、医科、歯科問わず医薬品の入手困難が続いています。歯科診療所で入手困難なのは麻酔薬、抗生剤、解熱鎮痛薬、止血剤などで、「抜歯後の止血剤が入手できないので、昔のような圧迫止血に戻した」（東京都開業）、「解熱鎮痛薬としてNSAIDsを処方したい患者に在庫がないのでアセトアミノフェンを処方したが、効きがイマイチ」（徳島県開業）などの声が聞かれます。中には、必要な治療を遅らせたり、治療内容を変更したりする必要に迫られたケースも出てきています。

当初、COVID-19への対応のため、抗ウイルス薬やワクチンを優先しているための一時的な供給の混乱だと考えられてきましたが、コロナ禍が収束後も、医薬品供給の不安定な状態が続いています。

特に問題が大きいのは、安い医薬品やジェネリックの方が、在庫不足が深刻になっている点です。これは、低単価な薬を作っているメーカーが、次第に生産から撤退し始めているためのもので、そうなることで、この医薬品不足は構造的なものだということになります。

今回の医薬品不足で大きな影響を受けているのが内科、特に、継続的に投薬しなければ患者さんの生命に関わることもある糖尿病医療の現場のようです。

■ 駄菓子より安い薬が医療を支える

日本糖尿病学会の植木浩二郎理事長（国立国際医療研究センター）によると、糖尿病治療での薬剤不足の主な原因は、メディアで騒がれた「やせ薬に転用された」というものではないようで、以下のような理由が考えられるとのこと。「一部ジェネリックメーカーの不備による操業停止」「薬価改定による不採算のための撤退」「円安などによる原材料高騰」「より利益率の高い製品へのシフト」。

特に、不採算が大きな問題のようで、事実、経口血糖降下薬、インスリン抵抗性改善薬、食後血糖改善薬など多くの薬剤が「不採算」によって販売中止となったと見られます。

これまで、診療報酬改定の元手として「薬価引き下げ」を続けてきました。歯科は、処方する医薬品に限られており、薬価引き下げによる保険点数のアップという恩恵に浴してきませんでした。しかし、今回、安すぎる薬価からメーカーが事実上の逃避行動に出た結果、歯科も大きな影響を受けたのです。積極的に病気を治すような薬は、次々に新薬が現れて高い薬価が設定されますが、今回、とりわけ供給不安定になっている「安い薬」の多くは、長期療養を支える薬や、痛み・不快感を抑える薬。こうした薬の多くが、最低薬価である1回5円近くで供給されています。つまり、製造工程の厳しい管理が求められる医薬品なのに、駄菓子より安い価格でしか売れないということです。

厚生労働省の言い分は「他の採算性の高い薬で利益を出して補填してほしい」とのこと。利益を追求する民間企業にとっては受け入れ難いものでしょう。以前から、国内外の新薬開発メーカーから、「現行の薬価制度のままでは、アジア向け新薬は中国市場を優先することになる」と脅され（？）してきましたが、それ以前に、国内の「安い薬」のメーカーの撤退が深刻になっているのです。

■ 日本にも必須医薬品リストが必要

しかし、国民の健康にとって欠かせない医薬品は、政府が責任を持って安定供給する必要があります。世界保健機関（WHO）が1977年から概ね2年に1回発表している必須医薬品リスト（WHO model EML）が決められており、有効性、安全性、費用対効果が高い薬を絞り込んでいます。そこからさらに、各国の地域特性に合わせ、優先順位を決めているのが「国別必須医薬品リスト（NEML）」です。これは、医薬品業界の利害や国の経済状況に関係なく、地域住民にとって欠かせない薬を安定供給させる仕組みです。

日本には、17000品目もの医療用医薬品が存在する一方、NEMLがありません。そのため、医薬品の優先順位が定まらず、供給の無駄、むらが発生していることは否めません。

今回の問題をきっかけに、「日本にとって、本当に必要な薬や医療は何か」という問いかけがなされる必要があるでしょう。とはいえ、一度止めてしまった薬の生産ラインをもとに戻すのは容易ではないようです。特にジェネリック薬のメーカーは多品種を同時に製造するため、「いつまではA薬」「いつからB薬」というタイトなスケジュールが決まっています。切り替えのたびに器械を分解・洗浄するため、「もとに戻るのは、早くても2~3年後かも」（薬局チェーン経営者）とのこと。今回の医薬品不足は、まだ当面、続く可能性が高そうです。





Welfare Note

医療・介護・保育分野の平均手数料・離職率を公表

～ 厚生労働省 ～

厚生労働省は、このほど「医療・介護・保育分野における地域ブロック別の職種別平均手数料(令和4年度実績)及び離職率(令和3年度実績)」についての資料を公表した。職業紹介事業者を選択する際の参考にしてもらうことを目的としたもの。

それによると1件当たりの平均手数料は、医師が98万4,000円、看護が63万円、保育が63万4,000円、介護が54万6,000円で、離職率(平均値)は、医師5.1%、看護12.6%、保育9.8%、介護14.7%だった。

介護における平均手数料を地域ブロック別で見ると、最も多かったのが中国の59万3,000円。次いで、四国58万2,000円、北陸56万7,000円、東海55万円、南関東54万8,000円、北海道54万7,000円、近畿54万6,000円、東北53万2,000円、九州52万8,000円と続き、最も少なかったのが北関東・甲信の48万円だった。一方、離職率は、最多が四国の22.6%。次いで、近畿19.8%、中国19.7%、九州19.3%、北海道18.5%、東海18.1%、北陸16.0%、東北15.4%、北関東・甲信13.4%、南関東9.2%となっている。

**介護事業者の倒産が急増 上半期95件と過去最多に**

～ 株式会社東京商工リサーチ ～

株式会社東京商工リサーチは10月7日、2024年度上半期の介護事業者(老人福祉・介護事業)の倒産調査の結果を公表した。調査によると、倒産件数は95件(前年同期比66.6%増)と2022年度上半期の73件を大幅に上回り、過去最多を記録した。

倒産の原因として、販売不振(売上不振)が67件(構成比70.5%)と最も多かった。形態別では、破産が91件(同95.7%)で、売上不振で再建を諦めた事業者が大半を占めた。また、個人企業他を含めた資本金1,000万円未満が83件(同87.3%)、従業員10人未満が81件(同85.2%)、負債総額1億円未満が77件(同81.0%)と、小・零細事業者の行き詰まりが多くなっている。

業種別に見ると、特に多かったのが「訪問介護」の46件(前年同期比35.2%増)。次いで、「通所・短期入所介護」が33件(同106.2%増)、「有料老人ホーム」が6件(100.0%増)だった。

調査結果に対して同社は、「高齢化社会を迎え、介護事業者の重要性は増している。一方で、賃上げに乗り遅れた介護事業者は人材確保が難しくなっている。また、介護報酬は公定価格のため価格転嫁が難しく、経営改善が進んでいない。小・零細事業者が多い業界だけに、国などによる効率化や人材獲得の支援は欠かせない。支援が細れば、倒産増がさらに加速する可能性が高い」と指摘している。



Environment Note

水害復旧も支えたい ～ 能登地震ボランティア ～

■ 県内学生、豪雨に遭遇

9月下旬に石川県能登地方で発生した記録的豪雨は、元日の能登半島地震で被災した地域に深刻な水害をもたらした。当時、震災復興のボランティア活動を行うため、現地入りしていた埼玉の大学生も大雨に遭遇。経験を共有し、今後の取り組みに生かそうと、川越市内で4日、仲間の大学生らを集めた報告会を開いた。一部の学生は、12日から実施される浸水地域でのボランティアに参加する。

■ 余震は考慮していたが

報告会に集まったのは、福祉系学部がある県内大学でつくる「災害福祉学生生活動支援ネットワークSAITAM」と各大学が連携して行っている能登半島地震のボランティアで知り合った学生ら13人。豪雨があった日を含む9月19日～23日の予定で、有志の大学生と卒業生の計10人が、自主的に活動するため被災地を訪れていた。報告会には、うち6人が出席。当時の様子を語った。

学生らは、石川県能登町で21日に開かれたイベントに参加。地震で被災した子どもたちが楽しめる企画を催した。ちょうどその頃、能登地方北部には線状降水帯が発生。石川県内で初めて、大雨特別警報が発令された。ボランティアを呼びかけた上尾市にある聖学院大学2年生の竹内康紘さん(19)は「余震があることは考えていたが、水害は想定外だった」と振り返る。10人は現地の人や同行していない同ネットワークの大学教員とも連絡を取り、対応を話し合った。22日は輪島市に向かう計画だったが中止。21日夜は能登町内の宿舎にとどまり、日程を早めて22日に埼玉へ帰ることを決めた。

■ 非常食もなく

「命の危険を感じ、不安で眠れなかった」と聖学院大2年生の城戸康政さん(19)。能登町でも死傷者が出たが宿舎は無事で、近くの川が越水したものの孤立を免れた。県内では熊谷市にキャンパスを構える立正大2年生の梅沢里菜さん(20)は「大学で行ったときは非常食を持っていたけれど、今回は荷物を軽くしたいと思い、用意しなかった。自分の甘さを感じる」と反省。同ネットワーク副代表で、越谷市にある埼玉県立大学の川田虎男准教授(44)は「学生が自分たちだけでも活動に取り組むのは素晴らしいが、教員側がリスクマネジメントでどのようにサポートできるかが課題」と言う。

■ どんなことがあっても

だが、学生たちは支援を続ける意義を実感する。立正大2年生の磯貝まことさん(19)は「イベントでは、子どもたちが喜んでくれた。生活が制約された状況で、現地の子が遊べる場をつくることは大切」と力を込めた。

全国の福祉系大学250校で組織する「日本ソーシャルワーク教育学校連盟」などは12～14日、輪島市内で水害復旧ボランティア活動を行う。埼玉県立大2年生の塚本陽香さん(19)は「現地において水害が起きたのに、何も手伝えず帰るのが悔しかった」と、参加を申し込んだ。12、13日に再び自主的に被災地へ赴く竹内さんは「能登の人たちは災害が風化し、忘れられてしまうのを恐れている。『どんなことがあっても来ますよ』という姿勢を示していきたい」と誓った。





Topics Note

技術職足りず地域差拡大 ～ 道路施設の老朽化対策 ～

■ 最新技術の導入後押し

老朽化対策が進んでいない道路施設が全国に点在している実態が国土交通省の集計で明らかになった。インフラ整備に詳しい技術職員が足りない自治体ほど対策が遅れ、地域間格差が拡大している。国交省は難局を乗り越えようと、作業を効率化する最新技術の導入を後押ししている。

■ 通行止め

中山間地域に位置し、管理する道路橋が500カ所以上ある奈良県宇陀市。対策が必要な52カ所のうち作業を始めたのは17で、着手率は33%にとどまる。担当者は「橋の多さと技術職員の不足で、計画よりも遅れている」と打ち明けた。

十数人いる技術職員は文化財や水道など別の業務も担い、多忙を極める。橋は1960年代に建設されたものが多く「今後も損傷が見つかるだろう」と不安を口にした。

5年以内の修繕、撤去が必要と判定された全国の道路橋約6万カ所は、1712自治体が管理している。各自治体の点検では橋桁の腐食や欠損のほか、橋の裏側のコンクリートが剥がれ落ち、鉄筋が露出するなどの事例を確認した。しかし1712自治体のうち、自ら管理する橋の全てで対策に着手したのは894自治体。159は、宇陀市のように半数未満の橋しか着手できていない。全国には「車両通行止め」のまま対応方針が未定の橋が少なくない。

■ 後 回 し

インフラの老朽化や、対策の重要性への注目が高まったのは、2012年に山梨県で起きた中央道笹子トンネル事故がきっかけだ。経年劣化が一因だったこともあり、14年度から国や自治体などの道路管理者に5年に1度の点検を義務付けた。

国交省によると、建設時期が分かっている全国約50万の道路橋のうち、建設後50年が経過するのは23年度末時点で39%。10年後の33年度末には63%に膨らむ見込みだ。

老朽化が加速的に進む一方、市区町村では対策に携わる技術職員の不足が際立つ。22年5月時点で、土木系の技術職員がいないのは市区の5%、町の22%、村の56%。自治体の規模が小さいほど人員に余裕がない。政府関係者は「技術職員は行政と民間企業で奪い合いとなっており、特に小規模自治体で集まりにくい状況が続いている」と説明する。長野県小谷村の職員は「技術職員がゼロで委託業者に頼っている。通行量が少ない橋の修繕は後回しにせざるを得ない」と話した。

■ ドローン

老朽化の状況を把握する点検業務に、最新技術を導入することも欠かせない。点検がはかどれば、維持管理や修繕に時間や人員を割けるためだ。現在はルールが変わり、ドローンが活用できる。最近では橋桁の下をはわせたロープに沿って撮影装置を移動させ、ひび割れを見つける手法なども認められている。国交省の担当者は「技術職員や予算に制約がある中でも、業務の工夫や新しい技術の導入で老朽化対策を進め、安全を守りたい」と話した。